

(様式-1)

除却補助事前協議書

1. はじめに以下の事項について内容を確認してください。

【確認事項】(あてはまるものは、欄にチェックを入れてください。)

補助対象者について

- 対象建築物の所有者(相続人)である。
- 市税を滞納していない。
- 年間所得は1,200万円以下である。

補助対象建築物について

- 一戸建てまたは長屋建ての木造住宅(2階建て以下)である。
- 昭和56年5月31日以前に建築されたものである。
- 過去10年以内に池田市の補助を受けて改修等を行ったものでない。

【注意事項】(内容を確認後、欄にチェックを入れてください。)

- 住宅の不良度判定評点100以上でなければ補助はできません。
- 対象建築物に共有者、抵当権者等がいる場合は同意書が必要です。
- 除却工事施工者は、建設業法の許可もしくは建設リサイクル法の登録を受けている業者でなければなりません。
- 補助金交付決定通知後、3ヶ月以内に工事着手しなければなりません。
- 工事完了報告書の提出は、申請年度の3月10日までです。

2. あなたの氏名、住所、電話番号を教えてください。

氏名		電話番号	—	—
住所				

3. 対象の住宅について教えてください。

所在地			
構造・規模		建築年月	昭和 年 月
老朽の程度			

4. 除却工事の予定(希望)時期を教えてください。

年 月頃

受付印